

随意契約締結状況(100万円以上)

[平成28年10月～平成28年12月]

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当課の名称及び所在地	随意契約の締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
1	北海道赤十字血液センター室蘭出張所 非常照明器具交換工事	総務部用度課 札幌市西区二十四軒 2条2丁目	平成28年11月16日	大同電設株式会社 登別市鷺別6丁目27番地1	¥1,242,000	予定価格が250万円を超えない工事又は製造であるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1項)最低金額を提示している社と契約すること。	
2	北海道ブロック血液センター 社内ネットワーク及びグループウェアの切り替え業務	総務部用度課 札幌市西区二十四軒 2条3丁目	平成28年12月5日	三信電気株式会社 東京都港区芝4丁目4番12号	¥5,724,000	当該ネットワークは日本赤十字社血液事業本部における社内ネットワーク及びシステムであり、同社が契約業者であるため、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
3	北海道ブロック血液センター エックス線照射装置のエックス線管球交換	総務部用度課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	平成27年12月13日	株式会社日立製作所 ヘルスケア北海道支店 札幌市中央区北4条東1丁目	¥4,665,600	当該設備製造及び設置施行業者であり、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
4	北海道ブロック血液センター 折込チラシの印刷	総務部用度課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	平成28年12月16日	株式会社朝日サービス 札幌市中央区北2条西1丁目1番地	¥1,278,072	予定価格が160万円を超えない財産の買入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項)最低金額を提示している社と契約すること。	